

37 地理的表示等の知的財産の保護・活用

【258（202）百万円】

対策のポイント

知的財産の保護・活用により、農林水産業の成長産業化を推進するため、地理的表示保護制度の活用、海外における知的財産の侵害対策、種苗生産基盤の強化、植物新品種の保護等を支援します。

<背景／課題>

- ・農林水産業の成長産業化を図るためには、6次産業化、農商工連携等の取組の推進に必要な各種施策の共通基盤となる知的財産を保護・活用することが必要です。
- ・特に、地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品の名称である「地理的表示」を地域共有の知的財産として保護する「地理的表示保護制度」が平成26年6月に新たに創設されたことから、産地が本制度を円滑に導入・活用できるよう、支援体制を構築する必要があります。

政策目標

農林水産業の成長産業化を下支えする知的財産の保護・活用による6次産業の市場規模拡大への貢献
(約1兆円(平成22年度)→3兆円(平成27年度)→10兆円(平成32年度))

<主な内容>

1. 知的財産の保護・活用

- (1) 地理的表示保護制度推進事業 [新規] 105（一）百万円
地理的表示保護制度の普及啓発に係る情報提供や、登録申請に係る産地からの相談を一元的に受け付ける相談窓口を整備します。

（補助率：定額）
事業実施主体：民間団体等

- (2) 知的財産発掘・活用推進等 95（152）百万円
知的財産の発掘・活用等による新事業創出、知的財産マネジメントに関する普及活動と人材育成、知的財産を活用した新たなビジネスモデルの構築、海外における知的財産の侵害対策強化等の取組を支援します。

（補助率：定額、1/2以内）
事業実施主体：民間団体等

2. 植物新品種の保護・強化

- (1) 植物新品種の育成者権保護及び種苗生産基盤等の強化・活用事業 20（18）百万円
植物新品種の保護強化・活用促進を図り、産学官連携による「強み」のある産地形成を促進するため、種苗輸出大国オランダの業界団体（プランタム）の取組をモデルに、種苗産業の共通課題の解決を可能とする体制の構築に向けて必要な環境整備等を推進します。

（委託費、補助率：1/2以内）
委託先、事業実施主体：民間団体等

- (2) 東アジアにおける植物品種保護強化・活用促進委託事業 38（32）百万円
東アジア各国の品種保護制度の整備・充実を支援し、その国際調和を図るため、各国の政策決定者による「東アジア植物品種保護フォーラム」の会合を開催するとともに、植物新品種の審査基準の作成などに関する協力活動を実施します。

（委託費）
委託先：民間団体等

[お問い合わせ先：食料産業局新事業創出課 (03-6738-6169)]